## 商品概要説明書

教育ローン(三菱UF Jニコス保証・カード型)

(2023年10月1日現在)

商品名	教育ローン(三菱UF Jニコス保証・カード型)
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。
	   ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 65 歳未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	□○教育施設(保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専
	門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。)に就学予定または就学中
	のご子弟のいる方、もしくはご本人。
	○当 J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金
	(例)
資金使途	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。
	②アパートの家賃等。
±11.0/4 /\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の 10 日 (休日の場合は翌営業日)
	までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその
	信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと
	判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、
	満 65 歳の誕生日以降は契約更新は行いません。
	○新規貸越可能期間は、対象のご子弟またはご本人の卒業年度末日までとしま
	す。
借入利率	○変動金利とします。
	〇お借入利率は、金融情勢,金利状況等を勘案し当 J A が定めた利率とします。
	また、金利を変更した場合には、店頭に掲示します。
	○お借入利率には、年1.35%の保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後
	は、元金および利息をご返済いただきます。
	○約定返済
	毎月 10 日 (休日の場合は翌営業日) を約定返済日とし、契約金額 (借入極度
	額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。
	具体的なご返済額は次のとおりです。

	#11.66 A #57 / / / /	がらかに オ 人 か 、 / 一 人 、 イルカ )	
	契約金額(借入極度額) 	約定返済金額(元金+利息)	
	10 万円以上 70 万円以下	1万円+利息	
	80 万円以上 150 万円以下	2万円+利息	
	160 万円以上 230 万円以下	3万円+利息	
	240 万円以上 300 万円以下	4万円+利息	
	310 万円以上 380 万円以下	5万円+利息	
	390 万円以上 460 万円以下	6万円+利息	
	470 万円以上 530 万円以下	7万円+利息	
	540 万円以上 610 万円以下	8万円+利息	
	620 万円以上 690 万円以下	9万円+利息	
	700 万円	10 万円+利息	
	   ○任意返済		
毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用			
	時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済)いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりません		
		座から約定返済額の引落しが行われま	
	す。		
	○毎日の最終残高について付利単位を1		
利息の計算方法	算とします。		
担保	<ul><li>○不要です。</li></ul>		
保証人	○当JAが指定する保証機関(三菱UFJニコス株式会社)の保証をご利用い		
	ただきますので、原則として保証人は不要です。		
	○ATM・CDをご利用いただく時間帯	Fによって所定の手数料がかかる場合が	
手数料	ございます。		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更		
	手数料は無料です。		
	○苦情処理措置		
	   本商品にかかる相談・苦情(以下「苦	情等」という。) につきましては、当組	
	合本支店(所)または信用部(電話:0296-45-5440)にお申し出ください。当		
	組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対		
	応に努め、苦情等の解決を図ります。		
苦情処理措置およ	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等		
び紛争解決措置の	を受け付けております。		
内容	○紛争解決措置		
		<ul><li>と図りたい場合は、次の機関を利用でき</li></ul>	
	ます。上記当組合信用部またはJA/		
	東京弁護士会(電話:03-358		
	第一東京弁護士会(電話:03-3	0 0 0 0 0 0 0 0 0	

	<del>-</del>
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
	(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所
	にお申し出ください。)
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム
	等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。

JA北つくば